

## 抗告訴訟の対象(2)

(百選「Ⅱ-164」～「Ⅱ-169」)

### 問題 001

労災就学援護費の支給を受けるためには、労働基準監督署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならない。労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するものといわなければならない。

**001 解答**：妥当である。(Ⅱ-164)

### 問題 002

労働機運監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使とはいえず、被災労働者又はその遺族の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないものと解するのが相当である。

**002 解答**：誤り

当該決定は、公権力の行使であり、被災労働者等の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものとした。

(Ⅱ-164)

### 問題 003

海難審判庁が行う海難の原因を明らかにする裁決は、造船会社の過失を確定する効力もないことから、当該会社の権利義務に直接関係のない裁決であって、これを行政処分と解することはできず、当該会社から出訴することは許されない。

**003 解答**：妥当である。(Ⅱ－165)

### 問題 004

海難審判庁が行う海難の原因を明らかにする裁決が、海難に関係のある損害賠償請求の訴訟事件等において、事実上尊重されるといっても、一の証拠資料になるというだけのことであり、反証をあげて裁決の内容を争うことは少しも支障はなく、また裁判所も裁決と違った事実認定をすることを少しも妨げられない。

**004 解答**：妥当である。(Ⅱ－165)

## 問題 005

海難審判庁が海難の原因を明らかにする裁決をするに際し、審理手続にも加わらず弁明の機会も与えられなかった造船会社の過失を裁決主文で認めたことは妥当でなく、したがって当該裁決は抗告訴訟における取消しを免れない。

### 005 解答：誤り

本件裁決を行政処分と解することはできないとした。  
(Ⅱ－165)

## 問題 006

税関長の行う輸入禁制品該当の通知及びその異議の申出に対する決定は、抗告訴訟の対象となる行政庁の処分及び決定に当たらない。

### 006 解答：誤り

当該通知及び決定について、処分性を認めた。  
(Ⅱ－166)

## 問題 007

税関長の行う輸入禁制品該当の通知は、当該物件につき輸入が許されないとする税関長の意見が初めて公にされるもので、しかも以後不許可処分がされることはなく、その意味において輸入申告に対する行政庁側の最終的な拒否の態度の表明に当たるといえる。

**007 解答**：妥当である。(Ⅱ－166)

## 問題 008

医療法 30 条の 7 の規定に基づく病院開設中止の勧告は、医療法上は当該勧告を受けたものが任意にこれに従うことを期待してされる行政指導として定められているけれども、当該勧告を受けた者に対し、これに従わない場合には、相当程度の確実さをもって、病院を開設しても保険医療機関の指定を受けることができなくなるという結果をもたらすものといえることができる。

**008 解答**：妥当である。(Ⅱ－167)

## 問題 009

いわゆる国民皆保険制度が採用されている我が国においては、健康保険、国民健康保険等を利用しないで病院で受診する者はほとんどなく、保険医療機関の指定を受けずに診療行為を行う病院がほとんど存在しないことは公知の事実であるから、保険医療機関の指定を受けることができない場合には、實際上病院の開設自体を断念せざるを得ないことになる。

**009 解答**：妥当である。(Ⅱ－167)

## 問題 010

医療法30条の7の規定に基づく病院開設中止の勧告は、保険医療機関の指定に及ぼす効果及び指定の持つ意義を考へても、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらないと解するのが相当である。

**010 解答**：誤り

当該勧告について、処分性を認めた。(Ⅱ－167)

## 問題 011

登録免許税の過誤納金の還付通知をすべき旨の請求に対してされた拒否通知は、登記等を受けた者に対し、簡易迅速に還付を受けることができる手続を利用することができる地位を否定する法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたる。

**011 解答**：妥当である。(Ⅱ－168)

## 問題 012

交通反則通告制度は、通告を受けた者において通告に係る反則金を納付すべき法律上の義務が生ずるわけではなく、ただその者が任意に反則金を納付したときは公訴が定期されないということとどまるものである。

**012 解答**：妥当である。(Ⅱ－169)

## 問題 013

交通反則通告制度による通告は行政処分の性質を有し、したがって反則金を納付した後であっても、当該通告の取り消し求めて出訴することができる。

### 013 解答：誤り

当該通告の処分性を認めず、抗告訴訟は許されないとした。(Ⅱ－169)